

〈ろうきん〉働く人と子どもの明日^{あした}を応援プロジェクト

募集要項

寄付者からのメッセージ

〔寄付者〕 **静岡県労働金庫**
静岡市葵区黒金町 5-1

<https://shizuoka.rokin.or.jp/>

今、働く人を取り巻く社会的課題は、気候変動の影響による自然災害の頻発化や国際情勢の大きな変化等の影響を受け、一層多様化・複雑化しています。

静岡県労働金庫では、金融業務を通じて解決する取組みだけでは解決しにくい、手が届きにくい課題が深刻化しているとの認識をしています。

このような経過から、社会的課題の解決に取り組む静岡県内の多くの団体等を広く募集できる、『ふじのくに未来財団』へ寄付先選定を依頼いたしました。

静岡県内で活動資金を必要としている多くの団体から、より良い事業をご提案いただき当金庫の寄付金が県内の広い地域にわたって有効にご活用いただけることを願っています。

目 次

1. 申請から事業完了・報告までの流れ（概要）…………… P 2
2. 支援の対象となるテーマ、活動…………… P 3
3. 具体的な活動例…………… P 3
4. 支援対象となる団体…………… P 4
5. 支援期間と金額…………… P 4
6. 資金使途となる経費…………… P 4

1. 申請から事業完了・報告までの流れ（概要）

書類提出

2025 年 5 月 1 日（木）～2025 年 8 月 29 日（金）必着（メール・FAX・郵送）
提出書類：①応募用紙 ②添付資料



審査

『ふじのくに未来財団』による選定を行います。



決定通知

2026 年 1 月～3 月
選定された団体等は『静岡県労働金庫』との覚書締結を行います。



寄付金交付

2026 年 5 月
『静岡県労働金庫』より支援団体等へ寄付金交付を行います。



報告書提出

2026 年 4 月 ～ 2026 年 9 月（上期事業）→ 2026 年 10 月 報告書提出
2026 年 10 月～ 2027 年 3 月（下期事業）→ 2027 年 4 月 報告書提出

2. 支援の対象となるテーマ、活動

- 働く人が直面する子育てや介護、疾病治療等と働くことの両立に係る課題の解決に向けた取組み
- 経済的困難な状況にある働く人の生活・子育てに係る課題の解決に向けた取組み
- さまざまな困難な状況にある子どもが安心して暮らすことができる地域や社会をめざす取組み

3. 具体的な活動例

(1) 支援対象：働く人

- ・育児や介護、疾病治療と仕事の両立支援（相談事業、居場所事業等、経済的支援等）
- ・ひとり親世帯等、経済的に困難な状況にある働く人および求職中の人の生活支援や就労・キャリア支援

生活支援とは…食糧支援やこども食堂等の運営、相談事業、居場所事業等
就労・キャリア支援とは…就労のためのセミナーや外国人への日本語学習、
各種講座の開催等

(2) 支援対象：子ども

- ・両親の離婚や虐待等により安心して暮らせる場等が必要な子どもの支援（居場所事業、シェルター活動、こども食堂運営事業等）
- ・病気や障がい等により困難な状況にある子どもの支援（長期入院や不登校等で学校に行けない子どもの学習支援、外出支援等）
- ・社会的養護下にある子どもの自立支援（生活および教育支援、資格取得支援、アフターケア事業、住居一時金・家賃補助支援、大学進学時の生活支援等）
- ・ひとり親世帯等経済的に困難な状況にある子ども、病気の親や兄弟姉妹の世話をする子ども（ヤングケアラー）、外国にルーツを持つ子ども等への支援（新入学支援（お祝い金、制服購入等の支援含む）、相談事業、学習支援（日本語学習含む）等）

(3) 支援対象：支援者

- ・上記（１）、（２）の支援活動を行う支援者（スタッフ・ボランティア）のスキル向上、支援者拡大につなげるための活動（研修、支援者間交流等）

4. 支援対象となる団体

- (1) 主たる事務所の所在地および主な活動の場が、静岡県内にある民間の非営利団体で、法人格（NPO法人、一般社団法人等）を有する団体、および、権利能力なき社団の要件を満たしかつ団体名義の口座を保有している団体。
- (2) 団体設立後、原則1年以上の活動実績があること。
- (3) 団体のホームページやSNS等で活動や団体概要が公開されていること、また、寄付決定後、本寄付金による活動について情報発信できること。
- (4) 寄付金による活動開始後、報告書の提出や報告会等が開催される場合には出席できること。
- (5) 団体の目的や活動が特定の政治・宗教活動等に偏重していないこと、および、反社会的勢力とは一切関わっていないこと。

5. 支援期間と金額

- (1) 支援対象期間
2026年4月1日～2027年3月31日
- (2) 支援団体への寄付金額
1団体あたり40万円（10万円単位）

6. 資金使途となる経費

- (1) 対象となる経費
人件費、事務所経費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品・資材購入費、印刷費、通信運搬費等
- (2) 対象とならない経費
水道光熱費等日常の維持管理費、敷金や保証金等将来返還される可能性のある費用、応募用紙に記載した経費以外の費用等

7. その他

➤ 申込みにあたりましては事前に下記までご連絡下さい。

【相談・問合せ先】

(公財) ふじのくに未来財団

(ふじのくに NPO 活動支援センター内)

TEL: 054-260-7601

FAX: 054-333-5481

MAIL: info@shizuokafund.org

HP: <http://www.shizuokafund.org/>

Facebook :

<http://www.facebook.com/fujinokuniff>